中国における社会治安観念の現在と伝統(一)

石

Ш

英

昭

目 次

序

第一 節 本稿の構成及び目的と方法或いは視点について

第三節 「中国儒学と法律文化研究会」における報告 「中国儒学と法律文化研究会」

第一章 現代中国の社会治安「綜合治理」 法治と徳治・その歴史的淵源

第四節

私見 中国法文化

以上本号

第一節 本稿の構成及び目的と方法或いは視点について 序

本稿は、 現代中国における社会治安観念を紹介すると共に、 その歴史的淵源を辿り、その特質を明らかにしようとする

紹介し、第二章では、その歴史的淵源を「法治と徳治」観念の展開の中に探り、第三章では、現代中国と伝統中国 目指すこととする。そして終章では、本稿において暗黙的前提とされている比較文化論的方法をめぐって若干の考察を行 期を含める)との連続或いは不連続を社会治安観念を通して見極める作業を行ない、ひいては中国法文化の特質の理解を 第一章では、現代中国の社会治安「綜合治理」という政策の存在及びその内容、並びにその根底に存在している観念を (先秦

つは、中国の法文化、狭くは社会秩序論の特質を明らかにすることである。 以上の構成には、次のような意図が存在している。一つは、現代中国と伝統中国との法文化の連続性の解明であり、二

ない、その射程について論じたい

それらの包括的な紹介の場ではない。今はこのような連続性を主張する若干の議論に着目しておこう。 が、今日日本の様々の方面でなされている。勿論何が連続しているのかについては論者により主張を異にするが、ここは 東アジアの経済的発展に伴い所謂「儒教文化圏論」が論じられ、そこでは現代中国と伝統中国との連続性を言うこと(1)

思想と社会主義思想との連関については、溝口雄三氏の所論を挙げることが出来よう。これについて、私は、(3) 想と資本主義の精神との連関を論ずるものは、M・ウェーバーの宗教倫理論とも絡んで、枚挙に暇がない。一方、儒教(2) 時代には五・四運動に大きな影響を与えたし、又国民政府の下で要職に就きながらも良心的な進歩的知識人であり続けた。 ものではない)の理解を、 中国が成立する直前の時代を生きた蔡元培(一八六八~一九四〇)による儒教思想(但し、彼の発言はこれに限定された 例えば、思想の分野では、儒教思想と資本主義或いは社会主義の思想或いは精神との連続性が論じられている。儒教思 Kirkup 著、 例に引いてみようと思う。彼は、中国学術界の孫文とも言われる人物であり、 李季訳『社会主義史』に序して、中国には元来社会主義の学説があったことを、『論語』や 北京大学学長 社会主義

「礼運」に載せる孔子の言を引いて論じている。又、『周礼』や『孟子』にある〝井田〟の記事を、中国本来の社会政策

言である。 とされる。 ものを挙げれば、 1 ・ロッパ 及び「大学」の 九二三年の 宋儒も常にそれを回復しようとして為しえなかったと彼は論ずる。 さらにこの平均主義については、 和平主義については、 四に平均主義、そして五に信仰自由主義があると言う。 平民主義については、 《中国の文芸中典》 と題する彼の演説では、

中

国人の根本思想に一に平民主

義、

<u>ー</u>に

世

界主

うということはなかったのである。 国にマル 例えば祖先教を修正した儒教は、 クスの階級闘争主義が容れられることを心配することもないのである、と。 式の株式を集中した少数の資本家を生み出すことはなかったのであり、 が挙げられる。 『平天下』の思想である。これあるおかげで、 これあるおかげで、 孔子・孟子の思想であり、 信仰自由主義は、 多神教の変じた道教、 "民を尊きとし、君を軽しとす" る孟子の説である。 次のような発言を付している。 中国人は異なるもののなかに類似のものを見て調和をすすめる事が 3 | 口 ッパ 後代中国に入ってきた仏教、 平均主義については、 諸国が取り入れるずっと以前に、 各々その論拠とされているもの 中国では偏隘な愛国主義を唱える学者がなか 即ち、 又この主義が行なわれる故に、 中国では、 前述の孟子の 信仰自由主義については、 回教、 世界主 この主義あるお キリスト教とも大いに 中国では実行されて // 井田 義につい のうち儒教に 、ては、 かげ 孔子 孔子の提 将来中 関 孔子 った 0) b 争 で 発 る

の点は、 済的 あると言いたいだけである。 の問 テキストのなかに見いだされるものは、 上蔡元培の儒教理解の例を見てきたが、 社会的・ 本稿の意図と全く無関係であるとは言えないものの、 政治的現状をどのように受け止めるかという勝れて同時代的である実践的問題が絡んでくる。 私には思える。 しかも、 私は、 儒教思想解釈においては、 勿論、 儒教思想と何らかの近代的思想或いは精神との連続性の主張 解釈者がそこに見いだそうとしているものであるという、 このような循環を悪循環だと言うのではない。これが勝れて実践 その視野からは若干逸れてしまう。 今日ではさらにそこに、 現在の 日本 や中 言わ 匤 これ ば解 文 従って、 化 釈 は 誤題で 循 経

論

高かったこと等、現代中国においては、 それを矮小化してしまう非礼を詫びつつ、今ここでの私の論の行き掛り上で必要な部分だけを簡単に紹介しておこう。 争解決の場に見いだせるとする主張が、 の専門家ではなかったこと、法制度が庶民にとってブラックボックスであったこと、慣行的手数料が存在し裁判コストが の合理的な在り方であろう」。このような条件が中国に欠けていることは、 によって演じられる劇ということができる」。この「説理―心服は、 つの型としている」。それは、「理を説いて解決しようとする説理者と理を説かれて心から服するという形をとる心服者と 氏によれば、 法学の分野からは、(8) 中国において、帝政期(氏の用語では固有期)であれ現代であれ、「もめごとの裁きは、 司法の連続性論を取り上げてみよう。例えば、帝政期中国と現代中国との司法の連続の例を、紛 制度の不完全さ、裁判要員の数と能力との不足、「先判後審」というような裁判 高見沢麿氏により論じられている。 裁くものへの信頼のための条件がない場合の 帝政期では、 氏の議論の射程範囲はもっと広い 裁判を担当する官が決して法律 説理 心服 のだが

信」しか生まれないのか? を「司法への不信」と考えてみるのである。その時、「司法への不信」は特殊中国的現象なのであろうか?(もしそうで を裏から言えば、そもそも「司法への信頼」の条件とは何であるのか? これにつき、私は氏の議論を次のような観点からの考察に転換させようと思う。氏の言う「裁くものへの信頼の欠如」 そのような「不信」が中国において何故に生じるのであろうか?」といったような問題をたててみる。 中国ではその条件のうち何が欠けたため「不

という問題である。

運営の在り方等に示されることが、氏によって指摘されている。(ユ)

法 は と呼ぶことにしようと思う。 その制 「行政」であった、又ある、と言うつもりではない。確かに、 中国司法の特質は、 度面 から観ても運用面から観ても、 語の説明という脇道に逸れるが、しかしここで私が「行政的」と言うのは、 滋賀秀三氏の言う「行政的司法」ということで尽きる、と考えている。(空) 「行政的」 といえる特色を持っている。そこで私はそれを「行 制度的にも、 又運用面でも「司法」が 即ち、 中国では 「行政」 中国 政 的に 司 法

専ら 処理されることから、 0 帝 政 特に現代中国では、 固有の 期も現代をもその視野に入れようとする。 「行政」それ自体を指称する意図ではない。 そのように言ってしまって強ち誤りではないと見える場面もある。 「行政」 から区別される、 従って、 固有の ここの さらに言えば、 「司法」的行為の場面が存在してい 「行政的」 それは近代以降の欧米において成立展開した所 とは文字どおり性質を示す形容詞 特に帝政期はそうである。 . る。 ところで本稿は であっ 中

玉

謂

自

律的」

司

比

と理解してよい 理 変えたほうが、 ら奇とするに足らないのではなかろうか。 換を迫るように私には思える。 こしてい の高見沢氏の論も、 その のであろうか。 しか 法との L 中国司法をそのように理解するなら、 言わば中国司法のこのような「行政的」 較的概念として用いるつもりの語である。 即ち、 もし違うとすれ 「自律的」 その場合、 ば 司法と中国の「行政的」 中国司法が 中国 「司法への信頼」 中国における 「自律的」 特色の具体的現象面を極めて明 司法とで、 司法への 司 は、 法へ 信頼の条件を欠い 「司法へ 「行政的」なるもの の不信」 の信頼」 0) 問題 確に示 てい 0) は 条件は同 したもの 我 0) るとしても 信 々に 頼」と読 !視点! じであ の転 私 何 2 は

政的 法の場での)″論争″ このように考えてきた際、 任 解決との間には、 ル 務の一つは、 は 法の機 裁決による論争の解決である。 こきた際、例えばベルの次のような議論は、さらにこの論点を明らかにするのには参考となるだろう。>内実をより明らかにすることが出来るのではなかろうか。このような転換てまる とは明確に区別されると通常考えられている。 考えられているほど明確な一線が引ける訳ではない。それどころか、 ルールの適用や事実の決定に際しての しかし、 裁決の任務とル (行政の場での) ″難 両者は連続している。 ル の適用による紛争 事 決定 ح 0 司

非公式の調停。 この 時裁判官は、 当事者に合意を求めることになるが、 その 際彼の権威が 治当事: 者に合意を促

が

求められる点が、

前者に

区別される制度的特色をなしてい

行なう際、

官僚も裁判官も共に公平無私であることが期待されているのである。但し、

後者にあっては、

決定者の

自律

性

官吏によっても為される。

説

当該紛争に適用されると共に、将来のケースでの決定に将来の行態の基準として影響を与える。このように将来を考慮し 将来の紛争の解決の為のルールの決定である。 即ち、ルールの内容が論争となったとき、採用されたルールは

結果主義的理由に留意することは、 裁判官にも行政官にも求められている。 裁判官は社会のスポークスマンとして、 当

事者のみならず大衆全体に対して、言わば 四つは、 行態の公的基準の宣言、 公権的解釈の提示である。特定状況では、 〝説論〟を行なっている。公正取引や環境衛生といった特定の部門では、

官も同じような権威を行使している。

うだけのことがある。これは、国によっては、全て行政官に任せられる業務である。 五つは、 法的証明の仕事である。 裁判官の仕事には、 単純にルールを事実に適用するだけで、 該行為の公的証明を行な

とんど採用されることはなく、 無私で自律的な立場によって、 のである。これは通常〝司法外的〟機能と呼ばれる。この仕事は、個人の権利や公的利益の守り手としての裁判官の公正 公的団体或いは私人による決定を認可するという任務で、言わばオンブズマン的役割である。 監督の任務である。これも行政的任務を裁判所に委ねたものである。これは、 決定がなされることを確保するため、あらかじめ事件発生以前に、その決定のより厳格な統制を行なっておく しかし、 社会的利益というより広い視野に立って可能な決定の批判的評価をするためには、この手続きはほ 裁判所の手続きに従って証拠が集められ法の範囲内での判断が為されるなら、 又証拠の評価も非司法的専門的技術を必要とする。 このような監督行為は、 裁判所が、 例えば弱者の利益を守るた 何ら論争がなくとも、 たまたま裁判 これを司法

官によって為されただけで、問題や判断の性質如何によっては、

裁判官の行為としては却って制限されるべきこともある。

あろう。

従って、以下でこれらの諸点に若干の考察を加えてみよう。

程から自 律しており、 国家の他の機関に対する立憲的統制の役割である。 又危険な野望を抱くことが最も少ない機関と、 この役を司法機関に付託するのは、 制度作成の当初考えられたからで、 これが行 司 政や政 法のこの機

的

能

は

官僚的特徴から遠いと言えよう。

両

者

0)

仕事は極めて類似したものになる。

は論争の解決にとっては付随的なものであるが、 八つは、 社会工学である。 即ち、 司法的決定過 程は、 司法の主たる関心事でもある。 将来の為に社会状況を組織化するという機能な 行政もこのようなことに関心を持つか も果たす。 この活 動

あると言う。 即ち、司法官の 即ち、司法官の 殊司法的職務内容から生じるとは考えにくい。考えられるのは、高見沢氏も指摘するように、 この主張から、 人的資質・ 以上が、 能力への不信、 又、「行政的」 0 ルの示す司法の八つの役割である。 職務には、 両者の職務が非常に似通ったものであることは理解できる。 並びに運用も含めて「行政的」とされるその制度、 行政官の職務と違い、 司法との関連では、 以上の八つの任務の全てが、これに妥当する訳でもない。 ベルは、 より大きな責任がかかっており、 結論としては司法官と行政官との職務の性格 従って、 或いは組織構成の在り方等に対する不信で その任務の遂 中国における 裁判のコスト、 行には 「司法への不信」 自律 0 違 しかし、 性 いを主張 が不可 裁判官 が特 彼の 0 個

影を投げ ば今日の るが、 裁判のコストについては、 これは確かに特殊 掛けているのは現代日本においても存在している事態であり、これを以て司法不信を生み出す特殊中 日本における訴訟費用の算定が市民的常識に適っているのかどうか、 司法に特有の現象と見做すことが出来るかどうかは疑問であろう。 (現代) その算定がルールに拠るか拠らないかで不明朗さの印象は格段に違ってくるとはい 中国的問題のように思える。 結局は、 しかし、この問題も、 裁判官の養成や採用の在り方 疑問もある。 次に、 裁判 それぞれ 官個 裁判コスト 人の の国家の事情に応じて (任官の方法) 資質 0) 問 能 国 題 力 といった ż が 0 的 問 な 訴 例

程度の差はあれ存在している問題である。

そしてこれは、

制

論

対しての不信が中国の民衆の意識のなかに曾て存在し、或いは現在存在するであろうか。 京度的問題に帰着すると思われる。 従って、 主として問題とすべきは制度の 「行政的」 側面への不信ということになる。 それでは、 この 行 政

きるほど小さな問題ではないのだが、今は一応視野の外におくことができよう。 れに対する民衆の不信は、 共産党官僚の、 (任官の方法) 組 織構成 例えば、 エリート性に対する民衆の不信は、 についても事情は同じであろう。 の在り方に対しては、 法官を構成していた帝政期の官僚や、 程度の差はあれ現代の欧米そして日本にも存在していよう。さらに裁判官の養成や採用の在 確かに、過去そして現在も、 従って、これらの側面は、 連続して存在していると想像できる。 今日国家組織の中核的指導グループとなっている現代中国 民衆から不信の目が向けられるであろうことは想像 司法への民衆の不信を助長する点で無視で しかし、 官僚のエリート性とそ n

信は、 なかに皆無であるとは言えまい。 力抑制という役割等は、「行政的」司法には欠如していると考えられよう。(2) 不信を招く要因は多いと思われる。 基準とすれば、 任務のなかで論じられていた決定者の自律性、(2) い等によって異なってくると子想される。 国司法の「行政的」性格は歴史的連続性を持つと考えられるし、従ってこの性格それ自身に対して直接向けられる不 今も昔も中国 確かにこれを特殊中国的と理解することは十分可能である。「行政的」司法は、今日我々が 「自律的」司法の良き特色、 確かに様々の欠陥が存在すると評価することも出来るであろう。従って、その目からすれば、 の民衆 一般のものと見做すことは出来ないと、私には思える。 但し、 例えば、先程のベルの挙げた司法の八つの任務のうち、「行政的」司法に妥当しな 従って「行政的」司法の欠陥と理解することが、可能かもしれない。 その程度は、 又歴史的には、 或いは第七の任務として挙げられていた司法による他の国 現代中国においては、 当然のことながら民衆の属する社会の歴史的展開段階 しかし、それでも尚このような制度への不信 都市住民と農村住民、 勿論、 このような制度への不信 或いは民衆の教育程 「自律的」司法を以て 例えば、 この制度が 家機関の が民衆

現代中国には検察院の裁判監督制度が存在する。

国家を代表して法廷に出席する検察員を中国では公訴人という

が、

公

考の余地は大いにあると私には思われる。

相 棄すべき制度であると、 違が、 中国で司法に対する民衆の不信が存在したとしても、 自明である。 民衆の司法に対する意識に大きな相違をもたらすことは考えられるから、 知っていても選択出来ない しかし、 彼らに昔考えられていたのか、 何れにしろ、 司法が「行政的」であるが故に、 民衆との「行政的」 又今現在考えられているのか、 その理由は制度が 司法に対する不信を一 それが中国民衆にとって全く益のない専ら 「行政的」 他に制度的選択肢のあることを知らな 律に論ずることがこれ又出 であった為であるの 議論の余地は大いに あろう。 かどうか 再

極的 解を明らかにしておくことも、本稿の意図の解説にとって無駄ではなかろう。 その結果さらには「司法」概念それ自体もより開かれた概念として考察して行くことを可能にすると、 理解して行くことは、 このように、「行政的」司法を、 以上述べたことと関連して、 ・肯定的条件の下で、 より・ 開かれた場へと移して考察して行くこと、 「行政的」司法に対する見方を転換することを意味するであろう。 合理的な司法であると考えられてこよう。この積極的条件が何であるのかを考究して行くなら、 現代中国司法における客観的真実主義の存在を主張する論を紹介し、これに対する私の見 特殊中国的であり、 「自律的」 従って、 司法に比し極めて欠陥の多いシステムであると理 「行政的」 司法をある種の 即ち、 `普遍性 「行政的」 を持 私には思われる。 司 った概念として 法は、 する

れは、 ことのない 動監督機関の代表として被告人の合法的権利・利益を保護する立場にもあり、 訴人は公訴の支持と共に、 て不服がある時 訴訟における当事者等及びその他の人民が、 客観的公正な立場にたつことが求められている。 裁判の監督をも行なう。 人民法院または一級上の人民法院、 即ち、 既に法的効力の発生している人民法院の判決 公訴人は検察機関の代表として犯罪を訴追する一方で、 又 民事・ 或いは人民検察院に対し再審査を請求する制度である。 刑事訴訟においては、 従って公訴人には勝訴・ 再審 查制 裁定或い 度が 敗訴 は 存 の問 在す 法院調解 に拘

l,

原審の

これにつき、

私は、次の点に十分注意すべきであると考えている。

説

後者には、適正手続きを求める「自律的」司法に対比して中国司法の欠点であると考えられている。(②) ということが主張される。このうち前者については、 なる。そこでは、 と、さらに「実事求是」という公式的思想路線の存在も相俟って、 これが、 憲法で保障され、具体的には裁判監督手続きとして民事・刑事の訴訟法に規定されている。これらの制度の存在 中国では裁判において常に客観的真実が求められている、或いはその際手続きがあまり重視されない、 紛争解決の法的効力の不安定性を生み出すという批判が加えられ、 中国裁判の客観的真実主義の傾向が主張されることに

自他何れかを貶め或いは崇拝することではない。(②) された対象の何が明らかになったのか、これを明確に示すことであり、その選ばれた基準を以て対象に価値序列を付け、 なうことと、 行為であることを、我々は知らねばならない。即ち、比較基準を相対化することは、 ることにはならないことを、我々は十分理解すべきであろう。比較基準の相対化を行なうこと(比較基準の共約不可能性 り実りがないと考える。しかし、このように比較基準の絶対化を否定したからといって、比較することそれ自体を否定す であり、 何故なら、この比較基準の絶対化は、二つの極論に帰結する可能性が大きいからである。その極論の一つは自文化蔑視論 の承認、多くの基準が存在し得ることを認めること)と、比較を行なうこと(比較可能性の承認)とは、 第一点は、比較文化論においては、選ばれた比較の基準を絶対視することは避けなければならないということである。 所謂 他は自文化中心主義の議論である。これら両論は、何れも文化理解として実りあるものとは私には思えない。(②) 両立可能である。従って、我々の課題は、比較において如何なる基準を選択し用いたのか、その結果比較(3) 「自律的」司法を正(プラス)の比較基準として、中国司法を論ずることは、 何らかの基準で以て文化の比較を行 中国司法の理解としてはあま 異なった性質の

らば、 第二点は、 「自律的」司法に特徴的な手続きが、中国司法に欠けているとしても、何ら不思議ではないことになろう。 先ほどの議論に連なる。 既述の如く、 中国司法は「行政的」司法であると私は理解する。 もしそうであるな 中国司

中

国においても、

前節で述べたような「連続性」

への注目が存在している。

九九一年六月下旬

中国

は

無錫

の地で

予定と聞いてい

. る。

討

の重点は、

案内文によれば、

中国伝統法律文化の発展と特質、

儒学が中国伝統法律文化に与えた影響とそ

実が追求されることの意義についての理解の変更を迫られることも予想される.(%) 化され機能しているかを問題とすべきであろう。これを行なえば、中国司法に 法はそもそも「自律 際には、 中国司法のあるがままの場面、 的 司法として制度化されてはいないのだから、 即ち「行政的」 場面において、それら手続きなり真実追求なりがどのように制度 中国司法における手続きの存在意義、 中 国司法における手続きなり真実追求なりを論ずる 或い は客観

得る限り本稿の視野に取り込みたいと考えてい 従って、 法文化を考察する際に、 以上、 主として法学における「文化」の連続性論、 その特色の具体的歴史的解明は本稿では置くとしても、 中国司法の所謂 「行政的」特色を視野から外してしまうことは出来ないことが了解されよう。 及び中国司法の特色をめぐる議論を紹介してきたが、 その基底に存する観念を示し解明してゆくことは そこから中 出 来 寓

第二節 「中国儒学と法律文化研究会」

なりも、

いくらか明らかになったのではないかと期待している。

それらの論に対する私の見解を述べてきたが、

それにより本稿で中国に取り組む私の姿勢なり視点なり方法

さらに又、

学会に所属するもののようである。該会議の学術討論会参加者の報告は、 中 -国儒学と法律文化研究会」なる研究会(学会) の第一回会議が開催された。 九二年中国で一冊の本にまとめられ発行される この研究会は案内文によると中 宜 法律 史

今この場を借りて、この会議の討論会について簡単な紹介をしておく。

授他中 該討論会は、 |国各地 の大学・学院から五〇名弱、 六月二七・二八日の両日に亙って、華東療養院を舞台として開催された。 台湾から八・ 九名、 $_{\rm H}$ 本からは私を含め二名であった。 参加者は、 北京大学の張 華教

しておく

建設との関係の研究、 各報告者の報告の詳細は、誤解を含む私の紹介より発行予定の前記書に譲り、以下では討論の全体に対する私の印象を記 の四点である。

等しく儒学の深い影響を受けた中国及び日本の法律文化の比較研究、

四

儒学及び法律文化と現代法律文化

研究会の名称の中で「儒学」及び「法律文化」という語が使われている。

しかし、現在中国では一般に前者ではなく後者の語が使われている。推測の域を出ないが、学会或いは知識人における(♡) 宗教へのスタンス、儒家の思想を宗教としてではなく学問として理解しようとする学会的(学者的) にある中国の国是としての政治思想的立場等が、そのような語を選ばせる要因として考えられよう。 「儒教」ではなく「儒学」という語の選択に、研究会としての何らかの意図が籠められていたのか、私には不明である。 態度、 それらの背景

「法律文化」という語は、今日日本では通常「法文化」と表記されると思われる。

語として通用するようになったのは、八〇年代に入ってからである、とも千葉氏は指摘されている。前節で私が一切のこの問題意識が「法文化」という概念で示されることになった。又、日本において「法文化」という語が legal cultureの訳 と定義された。法人類学の基準書たるホーベルの『未開人の法』では、「文化としての法」が研究課題となる。千葉氏によれ(ミ) ば、「法―文化」という概念は、人類学の「文化」概念に発すると思われる。「文化」の科学的研究を目指したマリノフス 解説なしに使用していた「法文化」という語も、このような背景を持った語として使われていたことを了解されたい。 ば、その後「およそ法というものを文化現象として共通の方法論的基礎に基づいて観察・分析すべき一般論的課題」が現れ キーによれば、「文化」とは、「ある程度自律的な、そしてある程度相互に整合された諸制度からなる統合体(integral)」 「法文化」という概念の展開については、千葉正士氏による詳細な論考が存在する。私なりの理解でごく簡単に述べれ(※) 中国では、「法律文化」という語は、どのように理解されているのであろうか。(③)

法律文化」の発展推移の

直接的原動力を構成することになる、

と氏は論じてい

方法を総合的 |樹臣氏の論考によれば、「法律文化」とは、(34) に表示する語でもあり、 人類の法的実践活動を一つの全体として捉えるものであるとい 人類の法的実践活動及びその成果の総和であり、 又それ は マ ・クロ 的

法・司法活動の正常な運行を保障する主観的条件である。 構を保障するものの総和。これは立法・司法活動の正常な運行を保障する客観的条件である。 的利益を与え、 な行為準則。 する人々の見解・ 護し以て社会文化の進歩を促すことにある。 司法等の実践活動に従事する能力・技術及び方法であり、 このような「法律文化」は、 とから成る。 その実用 特定の社会成員には特定の利益を与えることが出来る。 要求及び評価。 的 法律規範。 価 値は、 氏によれば次の四つの要素から構成される。 即ち、 法理学 ある種の社会秩序の創立と維持とにあり、 社会的権威機構 (法のマクロ的理論に対する評価) 三 法律施設。 (通常は国家) によって創設・認可され、 即ち、 立法技能、 法律規範が産生し実現することの出来る 法律規範の終局的 司法技能、 この種の社会秩序は と法律意識 法律思想。 法律文献管理技能等を含む。 『価値は、 (法のミ 即 四 ち クロ 般的 保障・ 社会自身の変革力を保 法という社会現 法律技能。 的 社 実施され 現実に対 会成員に 即 連の活動 これは立 象に対 る特 は 立法 る評 般

社会生活をその基盤とし、 以上がその構成要素であるが、「法律文化」のこれらの要素は、 法律思想特にその中の法律意識を中心的環節として、 経済的基礎と上部構造との対立と統 相互に作用しあい 相 互に連 0) 運 動の なかで、

このような「法律文化」 従って、 個々の報告の中には、 の理解から、 日本では法制史や中国哲学史に固有と思われる問題を論ずるものもあった。 この討論会が制度史的課題と思想史的課題とを併せ含んでい たことも了

13 分けるなら ての世代間 論会の主たる論点は、 (但し の意見の相違が非常に特徴的であったことである。 筆者は参加者の実年齢を確か 儒学を如何に理解 し或い は評価するかというところにあっ めてはいないので、 即ち、 これはあくまで筆者の印象でしかない)、 討論会参加者を、 た。 興味深か 今便宜的 つ に若年層と年配層と たことは 前者は ñ

論

慮する論調が多かったと思える。勿論これは一般論であって、 儒学の否定面を強調することが多く、一方後者は張国華氏の基調報告に代表されるように儒学を現代に生かすことをも考

儒学の否定面として論じられたのは、日本でも一般によく言われる、 個々の報告の全てがそうであった訳ではない。

所謂「封建的残滓」である。特徴的には宗法的倫

そこでの個人の自律自由の否定である。

ると主張する者もあった。(36) 属すると思われる論者の中に、 儒学の肯定面とは、その一種の合理主義、 儒学の人間理解、「徳」「仁」などの概念の中に〝人権〞的理解を可能にするものが存在す 重民思想(前述の蔡元培言う『平民主義』)等であるが、 私の言う若年層に

を努めて称揚する事に尽くされていた。 又、台湾の学者からは、 所謂新儒家的理解に沿っての発言がほとんどで、例えば「仁」を中核とする孔子の(タア) 人間 理解

私には思える。特にヨーロッパの人権思想を基準にして一方では儒学を否定し、他方ではそれを肯定する議論に、この(33) これらの議論で潜在的に問題となっているのは、やはり選ばれた文化評価の基準の相対化(絶対化)如何であったと、 ていると理解することもできよう。 問題が集中的に現れていよう。しかし又、このような比較基準が選ばれるところに、 中国の現在の実践的問題が集約され

「中国儒学と法律文化研究会」における報告

係ではないので、以下で先の書に掲載予定の私の報告を紹介しておく。但し、その報告の冒頭での自己紹介的発言は削除する。 私は先の討論会で「中国法文化の特質と儒学の影響」という題で報告を行なった。この報告も本稿の意図とまったく無関

九七〇年頃からの欧米の法哲学の主たる傾向として、 いわゆる規範的法哲学というものを指摘することが出来ます。

fr. (→)

規範: 代的法文化の伝統を基本とするものです。 とが出来ますが、 と人との関係において理解する考え、等々を基本とするものです。 体主義的とに大別することが出来ます。 菂 誤解を恐れず言えば、 法哲学とは、 これを権利に対する見方を視点として分類するならば、 それ以 それは法と道徳との結合を主張するものです。 前の法実証主義、 前者の個人主義的な主張とは、 後者の共同 及びそれと並行していた価値相対主義とを、 .体主義的主張とは、 共同: これ又大胆に言えば、 その主張はさらにいくつかの考え方に分けるこ 九世紀的権利とその絶対 体的文化、 権利の 批判し克服しようとする試みで 社会的 それを個人主義的 的不可侵性、 構 成 性 或 権 一利を人 こと共同 į, は近

それは表 法と道徳との 傾向 は 面上のことであって、 今まで諸先生が 結合の主 張 指摘されていた伝統中国の儒学及び法律文化の特色と一見したところ似ています。 共同体的文化の強調 基本的な違いがあることにも注意を払うべきです。 権利を人と人との 関係に お ţ, て理 解する考え等々 0) 最 近 0) 欧 米 Ó 法哲

見いだしうるかもしれませ う考えです。 価 す ての欧米の考え方と儒学のそれとは、 値 パえば、 評 という考えを中核としています。 価 的 伝統中国 欧米における法と道徳との結合の主張の要点は、 側 この考えは現代中国 面 0 取り 0 礼 扱 刑併用 Ų, 方の ん 0 問題であります。 主張に の社会治安「綜合治理」 これは、 その内容を異にしています。但し、 「社会システムにおける下位システム間 社会秩序の中での法秩序と道徳秩序との役割分担もしくは機 方、 儒学における礼刑 の主張にも継承されてい 法の倫理性さらには政治性 併用 礼と刑とを共に広義の法秩序に 0) 0 主 ます。 機能分担」 張は、 の問題、 従っ 「礼は未然を禁じ、 という意味 て、 或 法と道: ķ, は法それ 徳との とは別 含め 能 刑 自 0 て 関 は已 分 身 意味 理 係に 担 Ó 対然に 解 持 つ

ことは出来ない、 ŧ が あります。 後に述べますように、 従って、 と私は考えます。 儒学における「仁」や「人倫」の主張と欧米における関係的 欧米と中国とに等しく 「文化」 0) 強調があっ ても、 両者の文化の宗教的 権利」 0) 主張とを同列に論じる 背景の 相 違 大き

学会において報告したことがあり、又論文で紹介しています。その要点だけを言えば、次のとおりです。 れました中国法律文化の評価基準の問題に関係します。このことについて、私は一九八六年に開かれました日本の法制 (欧米) と東アジア(中国、 台湾、 朝鮮、 日本)とのより根源的で基本的な相違点は、 既に数名の先生方が指 摘さ

以上が私の主張でした。 で有効な世界理解の一類型である、と私は考えます。従って、そのような東洋的世界観の下に成立する社会秩序や法秩序 た。しかし、Weberの言う東洋と西洋との世界観には、 R. Unger は、 観念だけが近代資本主義を生み出すことができ、一方東洋は依然として「呪術の園」に在ると主張しました。 る(陰陽による)自然理解、或いは儒学の人間中心主義に大きな影響を与えています。M.Weber は、 では絶対的超越神の神観念となりますし、東アジアは現世内的神観念となります。この東アジアの神観念は、 西洋と東アジアとの世界観には根本的相違が存在します。それは神観念の違いとなって現われます。具体的には、 近代ヨーロッパのそれを基準として測り、その後進性を云い、或いは否定することには、 以上の Weber の主張を前提にして、西洋のみが近代ヨーロッパ法を生み出すことが出来た、と論じまし (註) 価値的優劣関係は存在せず、従って東洋的世界観も又今日重要 慎重でなければなりません。 西洋の世界観・ 中国におけ 西洋

す。 るという考えです。このような両者の考えの相違が各々の法文化に与えている影響は、 的完成を実現し、この倫理的自己を「教化」の方法によって「入れ子」構造的に拡大することで「善なる社会」が実現す 定調和的に「善なる社会」が作られるという考えが存在しています。一方儒学においては、「修己治人」という考えが基 さらに付言するならば、 従って、世界史的に見るならば、儒学の考えの下に成立する法文化も、人類の社会形成・秩序形成という営みの一 この考えは、 本性善なる個人、もしくは善への可能性を持った個人が、「学」を中核とした自己修養を積 近代ヨーロッパ法の基礎には、 本来善なる存在ではない諸個人が対立競争することにより、 決して小さくはないと考えられま 類

型・一選択肢を示していることから、 その法文化が人類にとって経験的重要性を持っていることを否定することは決して

出来ません。

しかし以上の 私の主張は、 自国文化中心主義の主張でもありません。

Paternalism 儒学が中国法文化に与えた影響の帰結として、 (温情主義)です。この二つの帰結は、 単なる例示的列挙ではなく、 次の二点を考えています。 密接な連関を持っている、 一つは継承性の重視であり、

えています。

①継承性の重視

はなく、家族を中心とした人々の生活における様々な意識の上でも重要な機能を果たしてい として成立しています。 |学の宗教的側面において、 祖先崇拝、 継承性がその中核であることは、 孝の重視はその具体的表現です。 周知のことです。 しかし、 継承性の重視は、 即ち、 儒教は世代血 宗教的 :意識 統の継 の側面だけで 承性を基

統治の面においては、支配者による人民と土地との継承という考えは、 特に重要なものです。

@Paternalism

支配の正統性を確保することが可能となります。 徳の継承性」という儒学の主張が成立します。「命」を革めた天の意思を受けた新しい支配者は、「徳」を継承することで いて主張されたのが、 元来、 中国においても、 支配者の有徳性の主張です。 支配の正統性は血統に求められます。 この 継承性の重視を政治的世界にも取り込んで、ここに「支配者における 「有徳の支配者」という考えが、Paternalism と結びつくには しかし、 儒学は「革命」を承認します。 そこで儒学にお

者及び儒学官僚が、 何の橋渡しも必要としません。「有徳の支配者」が自分の民に温情を施すというのは、 「経世済民」を唱導し、 様々の救民政策を献じ実行してきたことの根拠も、ここにあります。 至極当然の発想です。歴代の儒学

説

論

し優位してくる統治体制が東アジアにおいて常態となることです。

それに伴って彼等の権威は、 以 一つは民衆自身が自分の統治者に対し温情を求めることです。その結果、統治者・儒学官僚に積極的役割が求められ、 上の儒学の影響の二つの帰結は、 肥大化してゆくことになります。二つは、 さらに次のような社会的、 政治制度的結果を中国 前者の結果として、 (広く東アジア) にもたらしまし 行政権が立法権、 司法権に対

性」という儒学の主張に在る、と私は考えます。 行政官僚が立法及び司法をも指導し、「法律による行政」といいながら「運用の妙」を働かせ、又それを国民が由 の日本もその例外なのではありません。現在の日本は、 体制の要諦は、それが立法権・司法権を包摂した行政権一権による統治の集権体制であると言うところにあります。 いる集権体制である、 既に多くの先生が指摘されましたように、東アジアには政治制度として中央集権体制が生み出されます。 と私は考えています。このような集権体制の成立要因の一つは、 形式上(制度上)は権力分立体制ですが、実質的には行政府及び 前述の 「支配者における徳の継承 この中 -央集権 現在

171

の支配者」の存在を前提するとはいえ、 を十分明らかにして、 政権の肥大と個人の塀息・抑圧とを促す危険性を持っています。我々は、この危険性に十分に注意を払う必要があります。 いう東アジア法文化の特質が、儒学の考え・思想と必然的連関を持っているならば、 東アジアに、その法文化の特色である行政権の優位という統治の伝統が、 もし民衆自身が自分の政府に対し温情を求め、 その際、この欠点・弊害の抑制・除去については、 我々は留意すべきでしょう。 その欠点と弊害とを抑制し除去する為の手段と方法、 行政官僚の行為を監視する制度も考えられていました。 例えば、 その結果行政権が立法権、 儒学においては、 周知のように、 支配者権力抑 儒学の伝統においても無視されていた訳ではない 司法権に優位してくる統治体制が常態となると なぜ成立するのか、 或いは制度を考える必要が、 制の思想が存在していましたし、「有徳 儒学の一面的強調は、 その根本要因は何 我々には 東アジアでは行 ありま なのか

るか、そのためにはどのような制度が最善なのかを常に考え、不断に実現して行く必要が、 結びつきやすいことも事実です。 又 さらに、これ又先の拙論において私が既に指摘したことですが、東アジアの儒教文化圏といっても、 行政権の肥大は、 個人の塀息・抑圧と論理必然的に結びつく訳ではありません。 従って、 行政権の優位という統治の伝統の下では、 個人の人権をどのようにして擁護 しかし、 我々にはあります。 経験的には両者が極めて 中国 台 鮮

えば、 していることにも、十分注意を払うべきです。 今日の日本での儒学の復興の主張の中には、 日本を中国侵略戦争以前の天皇制日本に引き戻そうとする主張が存在

日本に成立している儒学は、それぞれにその内容、

当該社会における社会的・政治的作用を異にしています。従って、

て行きたいと考えています。 儒学と中国法文化の研究が、 東アジアの比較法文化研究へと発展し展開して行くことに、 微力ながら私も努力し

も全く無関係ではないことは、第一節で述べたところから明らかであろう。 とを了解されたい。又本報告では「行政」が主たる論点となっているが、それが 以上の報告においても、 第一節に述べた私の中国法文化論(比較文化論)における視点或いは視角 「行政的」と、 従って が 「行政的」 共通しているこ 司法と

註 前節に述べた討論会の全体的印象やそこでの〝人権〞を基調とした議論を受けて、 か て極めて大雑把なものとなっている。 場で相当変更している。 以上の私の報告は、 石川英昭 そのような印象を与えてしまったように私は感じた。 「R・アンガーの中国古代礼法論」鹿児島大学法学論集二二―二号九七頁以下(一九八七) 十五分という極めて限られた時間のなかで、 儒学の影響を受けた国として日本も視野に入れたつもりで、 しかし、 報告は、 本来〝パターナリズムと儒学の影響〟に焦点を向けたものであったが、 しかも通訳を通じて為されている。 討論会の議論に私なりに応えようとして、 必ずしも現中国政府を批判する意図はな 又報告の準備不足もあっ

序に記すべきことはほぼ前節までに尽きたが、以下で本稿の目的に関連して若干の論を補っておくことにする。

一つは、社会治安論と「行政的」司法との関連についてである。

さらに検討し、その内実を私なりに明らかにする必要があるという思いがある。今、本稿では、社会治安観念が、 がどの程度のものかは、 「行政的」司法を支える一つの有力な基底的観念であるという予想をたてている。従って、社会治安論と「行政的」司 ・稿の主たる目的は、 何故「行政的」司法に力点が置かれていたのだろうか、という疑問も生じよう。前述の如く、「行政的」司法という 私の中では、無関係どころか十分に関連を以て存在している。このような予想が、どれほど妥当するか、 中国法文化の特色理解の一つの要石であると、私は考えている。私には、従って、その「行政的」という概念を 中国の社会治安論の解明である。それでは、 本稿を終えて初めて明らかになることであり、これも本稿のもう一つの目的といえる。 既に見たように、第一節で本稿の目的等を論ずる際 その関連 その

二つは、終章で述べるつもりのことである。

なっているからである。 提しつつ、この先入見を相対化しなければならない。 程と異文化理解との間には通底するものが存在しているという思いに至っている。これは、 の身になりきってしまうことも、何れも他者理解からは遠い。何故なら、どちらも自己か他者の何れかの〝絶対化〞を行 る一方で、欧米思想を中核とする現代法哲学の動向にも目を向けてきたなかで、何時の間にか私が抱いていた関心事であった。 司法の任務の一つでしかないが、しかし非常に重要であると考えられるものに、(3) 異文化理解と紛争処理過程とは、何れも他者理解を必要とする点で共通する。 自己の先入見を他者に押しつけることも、 紛争の解決がある。 他者理解にあっては、 中国という異文化を研究対象とす 逆に感情移入により他者 私は、 自己の先入見を前 この紛争解決過

者理解は、対話に始まり、そして又新しい対話を生み出す。しかし、この話にはさらに先がある。(⑵

対話不能状況の

- 88 -

統()

ある。 0) を生み出せないということは以前にもあったろうし、又これからもあろう。 あるというだけでは済まされない。顔が見えるから、 存在である。例えば、 の前提である言葉への信頼度若しくは依頼度が、 場面には異文化理 とはいえ、 対話不能状況一般を、 解 現代では相互無関心的相対主義・自己充足的個人主義の広まりに伴う「対話の喪失」という事 の射程が及ぶのだろうか。 互いに相手の顔が見えなくなった勝れて現代的状況において生ずる事態の 高い文化と低い文化とがあることにも留意する必要があろう。(⑷)、又これからもあろう。さらには、現実社会の各々の文化には 即ち他者を理解するから、 却って対話不能に陥る、 即 ち新しい つで 対話 対話

もさらなる考察が必要となる。しかし、今は、全ては情緒的陰影の中に留めておき、 以上を本稿の枕として、 強 実の紛争でも、 権的創出が必要となろう。この時「行政的」司法の働くことのできる一場面が現れてくるような気がする。 対話が成立しないという事態は起こり得る。 本論の主題に向かうことにしよう。 その際、 司法の場では その展開は終章で図りたい。 「共通関心」 (4) 0) 創出、 さらには

註

- 1 本稿第三節に引く拙稿「R・アンガーの中国古代礼法論」の註 ンス〉に際して」『方法としての中国』所収、一七四頁以下(東京大学出版会、一九八九)を挙げておく。 ジ・リトル/ウォーレン・リード (池田俊一訳) 『儒教ルネッサンス』(サイマル出版会、一九八九)、溝口雄三「〈儒教ルネサ (6) に掲げる諸論、『儒教とアジア社会』 思想一 九〇一六
- 2 島田虔次「現代における儒教哲学」思想一九八八一八、余英時『中国近世宗教倫理与商人精神』(聨経出版事業公司、 (森紀子訳)『中国近世の宗教倫理と商人精神』(平凡社、一九九一)、程偉礼「从 ^儒家資本主義』看中西体用之争」『断裂与
- 3 溝口雄三、 継承』所収、三七六頁以下(上海人民出版社、一九八七)を挙げておく。 前掲書 註(1)『方法としての中国』、「中国儒教の10のアスペクト」 思想一九九〇―六、「儒教の再 生
- 4 所収、 以下の引用は、 三八八頁以下 (山川出版社、 高平叔編『蔡元培史学論集』(湖南教育出版社、 一九八七)を挙げておく。 九八七) に拠る。 従って、 引用頁数 では同 書のものである。

ておく。

- 5 (6)「中国的文芸中興」一七三頁以下。特に一七六頁以下。 「《社会主義史》序」一六二頁以下。
- (7)これにつき、佐藤慎一「儒教とナショナリズム」中国―社会と文化四号三四頁以下(一九八九)を参照せよ。
- 8 伝統中国と現代中国との法及び法制度の特色を通覧できるものとして、 小口彦太他『中国法入門』(三省堂、 一九九一)を挙げ
- 9 同「罪観念と制裁―中国におけるもめごとと裁きとから―」『シリーズ世界史への問い (岩波書店、一九九〇) 5 規範と統合』 所収、
- $\widehat{10}$ 同、三〇八頁、三〇九頁、三一一頁
- 11 同、三〇九頁以下。
- 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』三六七頁以下(創文社、一九八四)。氏の語では、 別する。 政の一環としての司法」である。本稿では、現代中国をも視野に入れるために、「行政的」司法という表記を用い、「行政的司法」とは区 正確には、「裁判の行政的性格」ないし「行
- John Bell, The Judge as Bureaucrat, in "Oxford Essays in Jurisprudence" 3rd Series, Oxford Uuiv. Press, 1987, 33-56
- 14 Ibid.,pp.44 ff
- (15) Ibid.,p.55
- 現代日本においても、訴訟費用が提訴にとって大きな負担となっていることは、湾岸戦争への政府支出差止請求訴訟における訴 情』所収、二頁以下(筑摩書房、一九八八) トは高く、しかもますます解りにくいものとなる。中野貞一郎「訴訟物の価額」判例タイムズ七五六号六頁以下(一九九一)、 が市民に解りにくいものとなっている。さらに、弁護士費用のことを勘案すれば、民・刑事を問わず、市民にとって、訴訟コス 額が莫大であったため、大きな反響を呼んだ例を引かなくとも、事実である。訴額については、訴訟上の規定はあっても、それ :田仁孝「訴訟手数料システムの問題点」ジュリスト九八五号八八頁以下(一九九一)、竜嵜喜助「疲れる裁判」『裁判と義理人
- 17 現代日本では、裁判官の資質の問題として、法的能力は優秀な裁判官の感覚が市民感覚から程遠いという批判はいつでも存在し 鹿大法学論集二五―一・二号の前文を参照されたい。 法への信頼を損なう結果となっている。「特集司法行政と裁判行動」法律時報七六五号六~四八頁(一九九〇一八)、所一彦 ている。それを部分的に解消する意図で所謂判検交流、派遣研修という制度的解決策が採られている。しかし、それは却って司 「裁判の民主的統制と独立」法社会学二六号七頁以下(一九七三)、中国については、 拙稿「中国法律論理研究会の報告から厂」

- 18 現代日本の司法は、一応ここで言う「自律的」司法であると考えられる。しかし、裁判所内部には裁判官会同・協議会と呼ば 障されているといわれる「決定者の自律性」も、もはや程度の問題になってくる。前註(エフ)「特集司法行政と裁判行動」、木佐 二月大阪空港騒音訴訟の最高裁大法廷判決が、長官の意向による大法廷回付により小法廷の結論が覆えされたものであったこと る「行政的」制度が存在し、それが裁判にも大きな影響を与えている。又、毎日新聞(一九九一年十二月十三日)に、八一年十 茂男「裁判官の専門性と独立性(一)」北大法学論集四○−五・六Ⅰ号三○一頁以下(一九九○)を参照せよ。但し、この制 報じられていた。その背後には行政的、 政治的力が見え隠れしている。こうなると、「自律的」司法においては制度的に保
- 19 中国に、この点をめぐっての議論が存在しないのではない。蔡定剣『我国憲法監督制度探討』法学研究一九八九―三号二五頁以下 的或いは規範的建前の存在にこそ「質」的重要さが存するという反論もありえよう。
- $\widehat{20}$ 二七—一号二四八頁(一九九一)の註(29)を参照されたい。尚、現代中国においても、 例えば、 を留意すべきであろう。 人民調解制度に対する中国民衆の意識の違いについては、 拙稿「中国法律論理研究会の報告から(三)」鹿大法学論集 文革以後大きな意識の変化があること
- $\widehat{21}$ 即ち、 三一頁以下(有斐閣、一九九一)。又、平井宜雄『法政策学』(有斐閣、一九八七)の第二章を参照せよ。 ろう。これは近年の民事訴訟法学から教えられることである。中野貞一郎「司法改革の軌跡」『民事手続法学の革新 上巻』所収 裁判外紛争処理制度をも視野に入れ、紛争処理制度の多元化を前提にし、それらの根底にあるものを探る作業が必要とな
- 22 王亜新氏の論文については、「(二・完)」民商一○四−一号六二頁以下(一九九一)を補っておく。 前掲註(20)「研究会の報告から(三)」二四六頁の註(19)、及びそこに掲げる諸論を参照されたい。尚、そこに掲げた
- 23 張国華「中国伝統法律文化評估」『中国法律史国際学術討論会論文集』所収、六頁以下(陝西人民出版社、一九九〇)。この論文 こでの私のそれと類似しているとも見れるが、氏のそれは中国固有の思想史的背景を持っている。この点については、 後者はヨーロッパ一辺倒主義であると指摘されている。しかし、氏は評価基準それ自身の問題に触れている訳ではない。その論点は、こ 中国伝統文化に取り組む際の二つの誤った態度として、全面肯定と全面否定とを挙げ、 前者は言わば『国粋』主義であり、 後出註(35)を参
- 24 sylvania Press,1983,p82ff,p86, 同(丸山高司他訳)『科学・解釈学・実践Ⅰ・Ⅱ』 一七○頁以下、一七七頁以下(岩波書店、一九九○) Richard J. Bernstein, "Beyond Objectivism and Relativism: Science, Hermeneutics, and Praxis, "Univ. of Penn
- $\widehat{26}$ $\widehat{25}$ このような視点について、私は既に拙稿の、本稿 第三節 註「R・アンガー論」、及び「アメリカ法」一九八九―二号二九六頁 裁判においては、 以下での「W・アルフォード論文の紹介」において、明らかにしている。 法律問題もさることながら、事実問題にこそ核心があることに十分注目すべきであろう。 前揭註 にも関

べきであろう。竜嵜喜助「民事訴訟の言語と闘争」『民事手続法学の革新 上巻』所収、六二頁、六五頁以下(有斐閣、 る類型の問題への一試論(四)」法学五四─四号八○頁以下(一九九○)、竜嵜喜助「ヘリクツマインドを排す」前掲註(16 わるが、渡部保夫「職業裁判官と事実認定」刑法雑誌二九―三号七一頁以下(一九八九)を参照せよ。又、青井秀夫「法におけ 『裁判と義理人情』所収、二七二頁以下。又、裁判外紛争処理においても事実認定はやはり極めて重要な位置を占めることに留意す

- 27 溝口、前掲註(3)「中国儒教のアスペクト」二三頁註(1)を参照せよ。又、王家驛『日中儒学の比較』(六興出版、 の序章1「「儒学」か「儒教」か」(十六頁以下)に、中国での論争が紹介されている。
- $\widehat{28}$ 千葉正士『法と文化Ⅰ~Ⅶ』法律時報四九一六、八、九、十一~十三、五〇—一~六、より包括的な、 念の考察として、Mihály Samu, Culture and Law:Legal Culture, ARSP, Beiheft Nr. 40,77-84 しかし概括的な法文化概
- 29 Bronislaw Malinowski, "A Scientific Theory of Culture and other essays", Univ. of North Carolina Press, 1944, p. 40
- 30 E.Adamson Hoebel, "The Law of Primitive Man: A Study in Comparative Legal Dynamics", Atheneum, 1974, p. 9 (姫岡勤他訳)『文化の科学的理論』四七頁(岩波書店、一九七一)
- 31 千葉正士「法人類学の発展」(大森元吉編)『法と政治の人類学』所収、二七頁(朝倉書店、一九八七

(千葉正士他訳)『法人類学の基礎理論』八頁(成文堂、一九八四)

- 千葉正士『法文化のフロンティア』五頁(成文堂、一九九一)
- 中国において「法律文化」という語が文献に登場してくるのは、以下の論文索引に示されるように、一九八六年頃からと思わ の全てを示し、同学の方の便宜に供したい。但し、私は掲載されている論文を手にしていないので、誤字等のある虞れを了解さ 会に参加した際、許彭華・劉新「近年来法律文化研究論文索引」一九九一年六月(油印)を手に入れることができた。以下にそ る。「法律文化」の理解は、論者により異なる。劉作翔「論法律文化」法学研究一九八八―一号十四頁以下。尚私は後述の討論
- 交流一九八九─六、張国華『中国伝統法律文化評估』中外法学一九九○──一、段秋関『簡議法律文化』政治与法律一九九○──一、 化的要素与結構」社会学研究一九八九—二、陳鵬生・蔣集耀「文化伝統与法学理論研究」法学論文集(上海社会科学院出版社 次」西北政法学院学報一九八八—一、陳漢生・楊広偉「中国伝統法律文化的反思」文滙報一九八八—四・一、鄭成良「論法律文 劉作翔「論法律文化」法学研究一九八八—一、劉学霊「論法律文化」社会学研究一九八八—一、劉作翔「試論法律文化的結構層 的概念、結構和研究観念」河北法学一九八七—三、馬南「関於批判継承中国古代法学遺産的断想」鄭州大学学報一九八七—五、 (一) 中国伝統法律文化総論 一九八七)、賀暁栄「試論動態法制与静態法制的文化因素」法律科学一九八九—二、呉方正「試論我国法意識的若干問題」学術 兪栄根「中国固有法文化及其在今天的位置」西南師範大学学報一九八六―四、 劉学霊「法律文化

(--)

楊一凡「五四運動与中国法律文化」法学研究一九八九―三、段秋関「中国古代法律及法律観略析―兼与梁治平同志商権」中国 周年校慶法学論文集 的影響」河北師院学報一九九〇―三、武樹臣「中国法律文化的総体風貌与未来走向」『改革与法制建設論文集』―北京大学九 武「伝統文化与『非訟』意識」法学評論一九八九―六、張高玉「中国古代法制特征述評―兼論中西古代社会形態交替方式対法制 会科学一九八九—五、劉学霊「論原始〝法律〟—兼論法律文化的発生」法学論文集(上海社会科学院出版社、一九八七)、 念的萌動、萎縮与覚醒」中外法学一九八九—二、潘大松『中国近代以来法律文化発展考察」社会学研究一九八九—二、 的文化淵源」社会科学一九八八—九、兪栄根「中国民族的伝統法文化心理及其更新」雲南法学一九八九—二、武樹臣 設」世界経済導報一九八七―六・二、範明辛 (二) 中国伝統法律文化的発展与特点 喬偉「中華法系的基本特点」文史哲一九八六—二、施浜海「要加強社会主義新法律文化建 「論中華法系的特点」法律学習与研究一九八八—一、王申「中国法制思想和法制体系 「法原:中国法 観

:珍「関於中国法律思想歴史遺産的管見」南開学報─九九○─一、劉進田「法律文化論」法律科学─九九一─

- 論儒家之法的精神」現代法学一九八九—二、 焕「論中国法律的儒家化」法学評論一九八八—六、劉群偉「中国古代法律之儒家化探源」湘潭大学学報一九八九—一、耘耕 綱〟及其対封建法律的影響」中国法学一九八六―三、楊一凡「儒家倫理道徳対封建司法的影響」学習与探索一九八七―一、 (三) 儒学対中国伝統法律文化的影響 李曙光「論儒家思想対中国法律的影響」政法論壇一九八五—二、楊鶴皋「儒家的 孟文鏞「試論伝統的儒家法律意識及其影響」紹興師専学報一九八九—四、 劉恒
- 科学報一九八七—七・二三、劉新「中国伝統法律文化与社会主義法制建設」法律学習与研究一九八八—三、林揚「社会主義初級 論壇一九八七—六、蔣迅「中国法律文化的現代化」法学一九八七—七、趙合俊「中国伝統法律観念与現代法制的十大衡突」社会 状及其対策」団的生活一九八九—九、公丕祥「中国法律文化現代化的概念分析工具論綱」南京社会科学一九九〇— 階段的法律文化特征」中国文化報一九八八―三・一六、劉旺洪「試論社会主義初級階段的法律文化的衝突」法学天地一九八八― 家倫理法批判」中国法学一九九〇—五 ——,艾永明『中国法律文化伝統対社会主義法制建設的観念阻力』法学与実践一九八七—二、喬偉「伝統文化与法制建設」政 (四)中国伝統法律文化与法制現代化 「法文化継承与現代化的几点思考」研究生学報一九九○─二 九八八—五、李静堂「社会主義初級階段与更新法律意識」中南政法学院学報一九八八増刊、 .中国古代封建法律文化的批判継承」湘潭大学学報一九八八—一、劉作翔「当代中国法律文化的衝突与選択」政治与法律 一、段秋関「伝統法律観念的現実存在和影響―兼論法律観的現代化」法律科学一九八九―四、蔣貴珍「当代中国法律文化的 武樹臣「中国伝統法律文化与当今法制建設」政法叢刊一九八八—四、馬小紅「中国法律伝統与現行法律建設」晋陽学刊 梁治平「法制伝統及其現代化—東西方法観念的比較与当代主要法律体系」読 李交発「建設社会主義法制要重視

論

法律観念的演変与特征」法学論叢一九八八一二、S.Finder(郭宝平訳)「美国法律文化観点」中外法学一九八九一一、範思深(美) 書「法規整理与法律文明」法学天地一九九○─一、杜万華「法律文化在立法中的作用」学習与探索一九九一─五、 究中的両種偏倚之説」江海学刊一九八八一六、趙震江・武樹臣「関於法律文化研究的几個問題」中外法学一九八九—一、武樹臣 (七) 其它 (六)中国法律文化研究的現状 - 武樹臣・李貴連「重視法律文化学的研究」法学一九八七―六、 「法律文化研究的現状与趨向」法律学習与研究一九八九—— 李勇鋒・紀紅「関於 ″法制文化学〟的対話:訪国務院法制局副局長黄曙海」中国文化報一九八七―九・二三、 張民生「評中国古代法律文化研 孫南申「西方

(34)武樹臣「讓歷史預言未来」法学研究一九八九—二号八九頁以下(郭宝平訳)「蘇聨的法律文化観点」中外法学一九八九—二

前掲註(3)の報告論文と内容的に重なっていたと、

35

見れる。尚、新儒家については註(37)を参照されたい。 このような争点は、所謂新儒学(新儒家)の観点の継承問題や伝統文化と現代化とをめぐる論争などの法学場面への反映とも

私は聴いて理解した。

述のように正に価値判断・価値基準が重要な問題として登場する。この点については註(38)も併せて参照されたい。又、五四 ヨーロッパ化〟か〝国粋の保存〟かという両極論から、 動期の理解のために、 四年には孔子の復権が為されたし、八六年には上海で国際中国文化学術討論会が開催されている。 七八年十一回三中全会以来思想の開放政策が採られ、 野村浩一『近代中国の思想世界』(岩波書店、一九九〇)を参照されたい。 現在では〝去其糟粕、 台湾の学者との交流にも棹さされて(伝統)文化熱が広がり 取其精華』へと論点は変化しており、そこでは後 五四運動以来の『全面的

述の張氏の方法論的主張(註(3)、それは今討論会報告でも同じ)も、そのような『文化論』を反映するものであること

- 94 -

36 類似の理解の例として、王徳有(佐藤豊訳)「中国儒家の人格的姿勢」日中文化研究一号一八〇頁以下(一 九九一)、

張

学の奥義」日中文化研究一号二一三頁以下(一九九一)を参照されたい。

- $\widehat{37}$ については、黄俊傑(馬淵昌也訳)「戦後の台湾における儒学思想研究の概況について」中国―社会と文化六号二七六頁以下 家を中国文化の正統と見做し、伝統文化の維持と再生・創造を図ろうとした人々で、新中国成立前後、 所謂新儒家の伝統は、 (一九九一)、韋政通『儒家與現代中国』(東大図書公司、一九八四) 所収の論文を参照されたい。 (2)に挙げた余英時氏もこれに連なり、又李沢厚氏が中国で現代新儒家として批判されたこともあった。 のが多い。 梁漱溟、 台湾によく伝えられている。新儒家とは、 徐復観、 銭穆、 馮友蘭、熊十力、牟宗三、唐君穀、 五四運動前後の『新青年』に代表される反儒家運 方東美等をその代表として挙げることができよう。 香港・台湾等へと逃れた 台湾儒学及び新儒家
- 39 38 して考えられ、現に司法が果たしている任務とは区別できる。同じく、 先のベルの八つの任務でも指摘されていなかった司法の重要な任務に、 の立場がある。 一九八九一三号十七頁以下。もう一つの、そしてより重要な基準として、余り表面には出なかったが、マルクス・レーニン主義 三三頁以下(一九九一)を参照せよ。 「人権理論的産生和歴史発展」法学研究一九八九―三号一頁以下、喬叢啓・楊一凡「五四運動与中国法律文化」 関東 (岩間一雄他訳)「現代新儒学研究の回顧と展望―方克立教授を訪ねて―」岡山大学法学会雑誌四一― 秩序維持ということも考えられるが、 権利の保護が考えられる。 しかし、 これは八つの には司 法 法学研 É 任務
- テムの下では、 と地のように視点の転換によって、果たすべきそれともなりうる。ここでの関心に引き寄せれば、 結果として生する事態であって、これ又司法の目的の範疇に入ろう。 行政にも妥当しよう。 但し、 現に司法が果たしている役割任務は、 これらの目的は、 反転する図
- (4) ここでは主として「議論」理論を念頭に置いている。
- (41) Bernstein,p.91,(邦訳)一八七頁
- $\widehat{42}$ 背景として持っている。 や会話によって解決することには、 例えば、Robert Alexy, "Theorie der juristischen Argumentation", 2 .Aufl.,Suhrkamp,1991,S.418 ff.では、 対話の成立は、人間が生活する前提条件とされ、従って対話を不能ならしめている諸条件(タブー、伝統など)を批判に 特殊ヨーロッパ的文化を背景として成立するのではなく、普遍性を持つものとして考えられている。即ち、 日常的実践においてそれらを改めて行くことが、人々に要請される。 従って、 人々の討議への参加は、 自律的個人の存在が前提され、この自律的個人という存在は、やはり特殊ヨーロッパ文化を アレクシーの先の主張でも、 しかし、当面の実践的・価値的問題を討議や対話 確かに規範的議論としてその普遍的妥当 「議論」理論 討議への

あろう。

 $\widehat{43}$

性が主張されており、それが事実として文化的普遍性を持つとは考えられてはいない。 ところが、このような規範的議論の受容においては、正にこの事実として在る文化が大きな影響を与えることを考慮すべきで

(44)これは、竜嵜喜助先生との私的な会話のなかで教えられたことである。又、さらに先生からの私信によって教えられた「共通関

柴田光蔵『法のタテマエとホンネ(増補版)』八六頁以下(有斐閣、一九八六)

心」論の具体的内容については、終章において示して行きたい。